

令和3年度柏崎市社会福祉協議会契約職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり契約職員（介護員）を募集します。

1 受付期間 随時受付けています。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会総務課までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格	
契約職員 訪問介護員	3名	日本国内に住所を有し、右の受験資格を満たす者	以下のいずれかの資格を有する方。（取得見込不可） ・介護福祉士、介護職員初任者研修または訪問介護員2級以上

※上記資格の他、普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方。

3 申し込み資格

受験資格を満たす方で、採用時に当会事業所へ通勤可能な方。

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- （1）被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- （3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地

訪問介護事業所 又は 訪問入浴介護事業所 （柏崎市扇町3番37号）

5 試験日時及び試験場所

日 時 応募書類受理後、概ね1週間以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面 接

6 合格者の決定通知及び採用

採用試験の可否については、面接後概ね10日以内に電話にて通知します。

採用日は、相談の上決定。

7 給 与 等

- (1) 給 与 月額 185,500円～188,500円
- (2) 手 当 本会雇用契約職員の細則により、一時手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 期間の定めなし
- (4) 勤務時間 始業午前7時00分から終業午後7時00分までの間の8時間とし、事業所において勤務表で定めます。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがあります。
- (5) 休日 事業所において勤務表で定めます。年間休日数126日：令和元年度実績
- (6) 業務内容 要介護者の自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物などの家事の援助や食事、入浴、排せつ、着替えなど身体介護を行います。
- (7) 福利厚生 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度があります。また、社会保険・労働保険、退職金制度に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

8 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、資格証及び運転免許証の写しを同封の上、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。

(2) 受験申込書記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（資格証及び運転免許証等の写し）
- ⑤ 郵送で受験申込書等を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

9 その他

採用後、社会福祉協議会職員として、他の業務に人事異動することがあります。

10 照会・送付先等

申し込み方法及びこの試験についてご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当：総務課 松原・村田)